

## 福祉用具専門相談員指定講習会の指定要件

## 1 講習実施者に関する要件

- (1) 実施主体は法人（法人格を有しない団体であって、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。）とする。
- (2) 過去の実績等を勘案し、指定要綱の第1の目的に合致した講習会を適切に行うことができると認められること。
- (3) 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
  - ① 名簿の作成及び知事への送付
  - ② 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出
  - ③ 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

## 2 事業内容に関する要件

- (1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。
- (2) 講習が、継続的に年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- (3) 講師が実際に講義を行う講習であること。
- (4) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 別紙4の要件を満たす適切な人材が確保されていること
  - ② 1の講習について3名以上の講師で担当すること
  - ③ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること
  - ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること
- (5) 別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによって困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。
- (6) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- ① 開講目的
  - ② 講習の名称
  - ③ 事業所の所在地
  - ④ 実施場所
  - ⑤ 講習期間
  - ⑥ 講習課程
  - ⑦ 講師氏名
  - ⑧ 修了評価の実施方法
  - ⑨ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
  - ⑩ 年間の開講時期
  - ⑪ 受講手続き
  - ⑫ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
  - ⑬ 受講時等における本人確認の方法
- (7) 指定講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
- ① 介護保険法施行令第4条第1項第1号から第8号に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること
  - ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること
  - ③ その他、指定講習会の内容に関する重要事項
- (8) 講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
- (9) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

### 3 その他の要件

- (1) 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- (2) 指定講習会の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。
- (3) 講習実施者は、厚生労働省から実施調査の求め又は(2)の記録の提出の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。